

昭和二十四年五月中旬報物價号外目錄

自第三十七号至第四十五号

◎凡例  
 件名上の数字は告示番号、件名下の数字は上段は頁数、下段は日(丙)の数字は号外番号

告示

●物價處

二七八	(主要食品)	清酒及び合成清酒の販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
二七九		焼酎及び珠りん同上	(二六)
二八〇		ビール同上	(二六)
二八一		雑酒及び濁酒同上	(二六)
二八二		酒類の表示様式指定中改正	(二六)
二八三		輸入飼料及び輸入牧草種子の販賣價格の統制額指定	(二六)
二八四		パン類の販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
二八五		食糧配給公團が主食用として販賣する支麦の販賣價格の統制額指定	(二六)
二八六		めん類同上	(二六)
二八七		コーンミール乾パン同上	(二六)
二八八		コーンミール入めん類同上	(二六)
二八九		農研イースト同上	(二六)
二九〇		酒類の表示様式指定に関する件改正	(二六)
二九一	(生鮮食品)	取引高税法の施行に伴う統制額に対する加算額に関する件改正	(二六)
二九二		取引高税を課せられなくなつた加工水産物の販賣價格について	(二六)
二九三		乾したけの販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
二九四		加工水産物同上	(二六)
二九五		省線列車内及び省管連絡内で乗込販賣する場合のフラスコ、ランプの販賣價格の統制額指定	(二六)
二九六	(工業食品)	清涼飲料の販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
二九七		植物油等及び人造バター同上	(二六)
二九八		砂糖同上	(二六)
二九九		脱脂大豆等同上	(二六)
三〇〇			(二六)
三〇一			(二六)
三〇二			(二六)
三〇三			(二六)
三〇四			(二六)
三〇五			(二六)
三〇六			(二六)
三〇七			(二六)
三〇八			(二六)
三〇九			(二六)
三一〇			(二六)
三一一			(二六)
三一二			(二六)
三一三			(二六)
三一四			(二六)
三一五			(二六)
三一六			(二六)
三一七			(二六)
三一八			(二六)
三一九			(二六)
三二〇			(二六)
三二一			(二六)
三二二			(二六)
三二三			(二六)
三二四			(二六)
三二五			(二六)
三二六			(二六)
三二七			(二六)
三二八			(二六)
三二九			(二六)
三三〇			(二六)
三三一			(二六)
三三二			(二六)
三三三			(二六)
三三四			(二六)
三三五			(二六)
三三六			(二六)
三三七			(二六)
三三八			(二六)
三三九			(二六)
三四〇			(二六)
三四一			(二六)
三四二			(二六)
三四三			(二六)
三四四			(二六)
三四五			(二六)
三四六			(二六)
三四七			(二六)
三四八			(二六)
三四九			(二六)
三五〇			(二六)
三五〇	(動力)	石油の販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
三五二		小型自動車、自動自轉車及びモーターサイクルの販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
三五三		金メッキステン粉末、金属モリブデン粉末同上	(二六)
三五四		ダイヤモンド工具同上	(二六)
三五五		鉄道車輛用蒸氣機、客車、電車及び貨車同上	(二六)
三五六		中古自動車同上	(二六)
三五七	(化学製品)	生塩素ガスの販賣價格の統制額指定	(二六)
三五八		乳製品の販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
三五九		日清化学工業株式会社製造の固形肥料の販賣價格の統制額指定	(二六)
三六〇		塩化カリの販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
三六一		化学加工粉の販賣價格の統制額指定	(二六)
三六二		活性炭の販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
三六三		胡粉の販賣價格の統制額指定	(二六)
三六四		亞麻糸の販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
三六五		綿織物の販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
三六六		人造絹織物の端切の販賣價格の統制額指定	(二六)
三六七		寝具及び枕の販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
三六八		絹糸同上	(二六)
三六九		紙製文具類同上	(二六)
三七〇		棉花の販賣價格の統制額停止	(二六)
三七一		絹製の丸小国旗の販賣價格の統制額指定	(二六)
三七二		庭球用ニームキ同上	(二六)
三七三			(二六)
三七四			(二六)
三七五			(二六)
三七六			(二六)
三七七			(二六)
三七八			(二六)
三七九			(二六)
三八〇			(二六)
三八一			(二六)
三八二			(二六)
三八三			(二六)
三八四			(二六)
三八五			(二六)
三八六			(二六)
三八七			(二六)
三八八			(二六)
三八九			(二六)
三九〇			(二六)
三九一			(二六)
三九二			(二六)
三九三			(二六)
三九四			(二六)
三九五			(二六)
三九六			(二六)
三九七			(二六)
三九八			(二六)
三九九			(二六)
四〇〇			(二六)
四〇一			(二六)
四〇二			(二六)
四〇三			(二六)
四〇四			(二六)
四〇五			(二六)
四〇六			(二六)
四〇七			(二六)
四〇八			(二六)
四〇九			(二六)
四一〇			(二六)
四一一			(二六)
四一二			(二六)
四一三			(二六)
四一四			(二六)
四一五			(二六)
四一六			(二六)
四一七			(二六)
四一八			(二六)
四一九			(二六)
四二〇			(二六)
四二一			(二六)
四二二			(二六)
四二三			(二六)
四二四			(二六)
四二五			(二六)
四二六			(二六)
四二七			(二六)
四二八			(二六)
四二九			(二六)
四三〇			(二六)
四三一			(二六)
四三二			(二六)
四三三			(二六)
四三四			(二六)
四三五			(二六)
四三六			(二六)
四三七			(二六)
四三八			(二六)
四三九			(二六)
四四〇			(二六)
四四一			(二六)
四四二			(二六)
四四三			(二六)
四四四			(二六)
四四五			(二六)
四四六			(二六)
四四七			(二六)
四四八			(二六)
四四九			(二六)
四五〇			(二六)
四五〇	(特産物)	農園表及び農業用閉器の販賣價格及び加工料金の統制額指定	(二六)
五〇三		木材の販賣價格の統制額指定中改正	(二六)
五〇四		眞綿モール製品及び加工眞綿同上	(二六)
五〇五		畜産の販賣價格の統制額指定	(二六)
五〇六		農業薬劑(B・H・C)剤等同上	(二六)
五〇七			(二六)
五〇八	(交通事業)	鉄道駅構内で経営する旅客携帶手廻品運搬事業料金の統制額指定中改正	(二六)
五〇九			(二六)
五一〇			(二六)
五一〇	(料金)	日刊新聞の販賣價格の統制額指定中改正	(二六)

三二二 日刊新聞の販賣價格の統制額に  
加算しうる金額指定中改正

(價格査定)

三一八 價格査定を受けるべき物品及び  
價格査定をなす者指定中改正  
(改正印刷部)

一〇一

三五〇 價格査定を受けるべき物品及び  
價格査定をなす者指定  
(絹織物、スパン織物等)

一〇七

(その他)

二七〇 取引高統法施行に伴う統制額に  
対する加算額に関する件改正

一〇七

三四九 廃止物品指定 (昭和二十三年  
産米、生糸等)

一〇七

●物價廳、大藏省

一 製造たばこの定價指定中改正

一〇七

二 標章識別規則第十二條の割引  
歩合及び同規則第二條第三項  
の價格指定中改正

一〇七

三 粗製しよう炭及びしよう炭油  
の補償金指定

一〇七

●物價廳、運輸省

五 旅客及び荷物運送規則改正

一〇七